

「外為オプション取引約款」新旧対照表

平成 30 年 7 月 17 日
(下線部分変更)

新	旧
<p>第 18 条（期限の利益の喪失）</p> <p>1. お客様について次の各号に定める事由のいずれかが生じた場合には、当社から通知、催告等がなくても当社に対する本取引に係る債務について当然期限の利益を失い、直ちに債務を弁済するものとします。</p> <p>(7) お客様が死亡した場合。</p>	<p>第 18 条（期限の利益の喪失）</p> <p>1. お客様について次の各号に定める事由のいずれかが生じた場合には、当社から通知、催告等がなくても当社に対する本取引に係る債務について当然期限の利益を失い、直ちに債務を弁済するものとします。</p> <p>(7) お客様が死亡した場合、<u>または制限行為能力者となった場合。</u></p>

以上